

福知山市監査委員告示第10号

平成28年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、
地方自治法第199条第12項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

平成28年11月 8日

福知山市監査委員 芦田芳樹

福知山市監査委員 大谷洋介

上下水道部 お客様サービス課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>見積書の徴取による物品の購入において、提出された委任状に代理人の印が遺漏しているものを、有効な委任状として取扱っているものがあつた。</p>	<p>1 契約について</p> <p>当該委任状に代理人の印を押印させ、適正な委任状とした。</p>

市民病院 総務課

監査の結果	講じた措置
<p>1 文書取扱について</p> <p>契約書及び契約の締結にかかる決裁文書などにおいて、消せるボールペンが使用されている箇所があつた。また、契約書の訂正が必要となつた箇所に対して、砂消しゴムを使用し訂正しているものがあつた。</p> <p>2 補助金等について</p> <p>業務委託の契約書において、契約相手方の代表者の氏名が契約締結日における代表者と相違しているものがあつた。</p>	<p>1 文書取扱について</p> <p>正しくボールペンで記載し直した。砂消しゴムは使用しないことを徹底した。</p> <p>2 補助金等について</p> <p>正しい代表者名に訂正した。</p>